

浜通り × vol.2

さんじょうライフ



この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



被災自治体News

5月9日HP掲載

南相馬市からのお知らせ 応急仮設住宅・借上げ住宅への 入居者二次募集開始《概要》

【問い合わせ先】

建設部建築住宅課 (0244-24-5253)
鹿島区建設課 (0244-46-2116)

	応急仮設住宅	借上住宅
種類	応急仮設住宅	民間借上住宅(郡山市)
戸数	405戸	50戸
対象者	(1)3月11日現在南相馬市に住所を有する方で、(2)家屋が全壊・流失した世帯及び警戒区域・計画的避難区域に居住地がある世帯であって、(3)自らの資力により住居の確保が困難な世帯	(1)3月11日現在南相馬市に住所を有する方で、(2)家屋が全壊・流失した世帯及び福島第一原発から30km圏内に居住地がある世帯であって、(3)自らの資力により住居の確保が困難な世帯
優先世帯	妊婦がいる世帯、3歳未満の子供がいる世帯、3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯、重度の障がい者がいる世帯、75歳以上がいる世帯	
申請手続	次のいずれかの方法 (1)下記に連絡 電話0244-23-7635 FAX0244-23-7590・23-7591・23-7593 (2)避難所担当職員に申請書を提出 (3)メール送信 okyukasetsu@city.minamisoma.lg.jp に申請書をスキャンして送信 (4)市民文化会館・鹿島区建設課で受付	次のいずれかの方法 (1)下記に連絡 電話0244-23-7630 FAX0244-23-7595 (2)避難所担当職員に申請書を提出 (3)メール送信 okyukasetsu@city.minamisoma.lg.jp に申請書をスキャンして送信 (4)市民文化会館で受付
受付期間	平成23年5月20日まで	平成23年5月13日まで
入居者の決定	申請者の中から選定(優先世帯を優先)し、本人に電話連絡する	
入居時期等	・仮設住宅の入居準備が整い次第、入居可能 ・入居後の変更は認めない ・退去後の再申請は認めない	・入居決定次第、入居者が不動産業者に申込み ・入居後の変更は認めない ・退去後の再申請は認めない
入居費用等	・家賃、駐車場(1台分)は無料 ・光熱水費、食費は自己負担	・家賃、敷金、駐車場(1台分)は無料 ・光熱水費、食費は自己負担
入居期間	平成24年3月31日まで (状況により1年間延長可)	入居日から1年間 (状況により1年間延長可)

富岡町からのお知らせ

民間賃貸住宅の福島県借上げ住宅への契約切り替えについて(お知らせ)

4月28日HP掲載

1 主旨

福島県では、すでに自らの努力で県内の民間賃貸住宅へ入居された方のうち下記の要件を満たす世帯を対象に、福島県借上げ住宅として、町からの報告を受けて県が当該物件の借り上げを行うこととなりました。取り扱い等は、以下のとおりです。

2 特例措置

(1) 平成23年3月11日から平成23年4月30日までの期間に、既に避難住民が自ら手続きして入居した県内の民間賃貸住宅については、市町村が以下の要件に合致することを審査し、決定したものは、平成23年5月1日から県の借上げ住宅として取り扱います。

(2) 平成23年5月1日以降に県が別途指定する期日までの間、避難住民が自ら手続きして入居する県内の民間賃貸住宅については、市町村が以下の要件に合致することを審査し、決定したものは、県との契約の締結の日から県の借上げ住宅として取り扱います。

(3) 入居期間は、入居から原則1年間とし、最長2年間となります。

3 対象世帯要件

以下の3つの要件を全て満たす世帯です。

① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯

② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

③ 高齢者の介護、障がい者や乳幼児への対応、子どもの通学などの理由により、避難所等での生活が困難であると市町村が認める世帯

4 対象住宅要件

(1) 「福島県借上げ住宅実施要綱等」の要件に該当する民間賃貸住宅とする。

- ・家賃等が6万円以下のもの
- ・耐震性が確認されたもの

(2) 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したものとす。

5 応募方法

富岡町借上げ住宅申請書に必要事項を記入し、申請書裏面の添付書類1および添付書類2を同封の上、富岡町災害対策本部までお申し込みください。

(避難先が遠方の場合、郵送でお申し込みください。)

主な手続きは以下のとおりです。

[次ページへ続きます→](#)

被災自治体 問い合わせ先一覧

4月23日公表

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	富岡町 ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目5番地)
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号)
大熊町	0242-26-3844	双葉町 旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
双葉町	0480-73-6880	浪江町 二本松市市役所東和支所内 (二本松市針道字蔵下22)
浪江町	0243-46-4731~4739	川内村 ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目5番地)
いわき市	0246-25-0500	
川内村	024-946-8828	

- ① 要件を満たす世帯は、当該民間賃貸住宅の貸主の合意を得て、富岡町に「借上げ住宅の申し出」を行います。
- ② 「借上げ住宅の申し出」を受けた町は、要件に該当するか審査する。
- ③ 市町村が入居を決定したものについて、当該内容を申し出者及び県に通知する。
- ④ 県は、市町村から通知のあったものについて、県の借上げ住宅として事務手続きを行う。
- ⑤ 県は「福島県借上げ住宅特例措置申出決定名簿」を作成する。
- ⑥ その他事務処理は「福島県借上げ住宅事務処理要領」に準じる。

問合せ先: 富岡町災害対策本部 住宅支援班

〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地(ビッグパレットふくしま内)

電話0120-336-466、FAX024-946-1732、E-mail tomiokama.machi @ gmail.com

応急仮設住宅の入居者(二次)募集(富岡町)

4月30日HP掲載

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等による被災者を対象とした、応急仮設住宅への入居者を、5月2日(月)から二次募集いたします。

1 応募条件

自らの資力では住宅を確保できない方で以下のいずれかの項目に該当する世帯

- (1) 基準日(3月11日)以前から富岡町に住民票があり、現に居住していた世帯
- (2) 原子力事故による避難指示等が出ている地域で避難している世帯
- (3) 住宅が全焼、全壊又は流出した世帯
- (4) 居住する住宅がない世帯

2 応募方法

富岡町応急仮設住宅申請込(抽選申込)書に必要事項を記入の上、富岡町災害対策本部までお申込ください。(避難先が遠方の場合、災害対策本部までご連絡下さい。)

※応募の締切日 平成23年5月31日

※入居決定後に、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

3 選定方法

下記の事項に該当する世帯は優先的に入居することができます。

なお、応募者多数の場合は抽選とします。

- (1) 75歳以上の者がいる世帯
- (2) 重度の障がい等を有する者がいる世帯
- (3) 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
- (4) 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

4 入居期間

原則として1年間。ただし、特別の事情がある場合のみ最長2年間。

5 提供する住宅の種類と募集戸数

二次募集

- ・ 郡山市富田町(旧農業試験場跡地 2DK 4.5帖×2 240戸)
- ・ 大玉村(横堀平2DK 4.5帖×2 630戸)
- ・ 三春町(沢石運動場 2DK 4.5帖×2 58戸)
- ・ 三春町(石畑水生生物観察園 2DK 4.5帖×2 50戸)

※仮設住宅の駐車台数は原則1台とします。

※位置図については、「応急仮設住宅(二次募集)位置図」のページをご覧ください。



次ページへ続きます→

日本赤十字等から生活家電製品(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット)の寄贈を受けます。

6 光熱費・共益費等

電気・水道・ガス料金及び共益費・自治会費等・食費は入居者の自己負担となります。

【注意事項】

※入居の順番について

住宅の建設状況や事務手続き等の関係で、入居の時期が異なってきます。申請世帯の状況、住所地等を勘案して、町が入居者を決定し、提供の準備の整った住宅から順番に、入居していただくこととなります。

なお、入居する住宅の地区については、出来る限り、入居申請世帯のご希望や世帯構成員の数に配慮いたしますが、地区により住宅数に差があることから、地区により入居が遅れる場合や、必ずしもご希望に添えない場合がありますので、ご了承願います。

また、町が決定した住宅に入居ができないと申請世帯が判断された場合は、再度、他の住宅への割振りを行いますが、入居期日が遅れる、住宅数不足により入居が出来ない場合がありますので、ご了承ください。

※入居世帯の負担等について

(1) 緊急避難措置としての一時的提供であるため、家賃は無料となります。

(2) 電気、ガス、光熱水費、共益費、食費は入居世帯の負担となります。

(3) 退去に伴う補修費は無料としますが、入居された方の故意または過失により、通常の使用状況を超える著しい施設の破損、改修等があった場合は、修復に要する費用の負担を求められます。

(5) 家具等の生活用具は、各入居世帯において、ご用意ください。

※仮設住宅に入居される方は、災害救助法による住宅の応急修理制度による補助は受けられません。

問合せ先：富岡町災害対策本部 住宅支援班

〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地(ビッグパレットふくしま内)

電話0120-336-466、FAX024-946-1732、E-mail tomiokama.machi@gmail.com

福島県借上げ住宅の特例措置について

5月2日HP掲載

県では、避難している住民の皆さんの住宅対策として、「民間住宅の借上げ」を実施しておりますが、高齢者の介護などで避難所等での生活が困難など、市町村が認めた世帯を対象に、県が借上げ住宅を供給する以前に、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の当該民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替え、借上げ住宅とする特例措置を講ずることとします。

詳しくは、福島県土木部建築総室のホームページのお知らせをご覧ください。

問合せ先：富岡町災害対策本部 住宅支援班

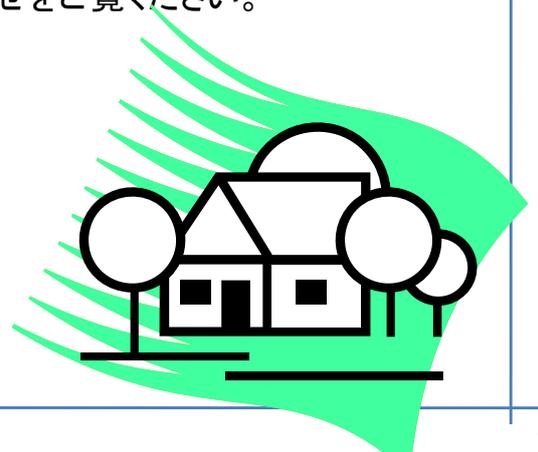
〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地

(ビッグパレットふくしま内)

電話0120-336-466

FAX024-946-1732

E-mail tomiokama.machi@gmail.com



大熊町からのお知らせ

自ら賃貸住宅に入居した避難者の皆さまへ【福島県借上げ住宅特例措置】

5月9日HP掲載

大熊町では、震災(原子力事故等を含む)により避難を余儀なくされ、自ら民間賃貸住宅に入居した避難者のうち、次の要件を満たす世帯を対象に、賃貸した住宅を福島県が借上げ住宅に切り替えて家賃を負担する『福島県借上げ住宅特例措置』の申込の受け付けを開始します。

1 世帯要件

- ・住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ・民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯
- ・諸般の事情(高齢者の介護、障がい者や乳幼児への対応、子どもの通学、通勤、避難所の期間制限等)により、避難所等での生活が困難であると町が認める世帯

2 住宅要件

- ・福島県内の民間賃貸住宅
- ・家賃等が6万円以下のもの
- ・耐震性が確認されたもの
- ・貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることに了承した民間賃貸住宅

3 入居期間

原則として1年間です。ただし、特別の事情がある場合には入居期間を最長2年まで延長できます。

4 経費の負担

- ・5月1日以降の家賃は、福島県が負担します。
- ・5月1日以降の借上げ物件の退去時の修繕負担金は、家賃の2ヵ月分を上限とし福島県が負担します。
- ・5月1日以降の借上げ物件の仲介料は、家賃の半月分を上限とし福島県が負担します。
- ・5月1日以降の借上げ物件の損害賠償保険料は、福島県が負担します。
- ・光熱費、共益費等の生活費は、入居者負担となります。
- ・4月30日以前に契約した借上げ物件の敷金、礼金及び更新手数料等は、入居者負担となります。

5 申し込みについて

大熊町借上げ住宅申出書に必要事項を記入し、下記様式1~2をダウンロードの上、添付書類を添付願います。様式がダウンロードできない場合は、役場でも用意しています。

(1) 申出書 →様式1、様式2

(2) リ災証明書(*), または被災証明書(無い場合は免許証か保険証)の写し

(3) 賃貸借契約書(必要事項を明記し署名押印等があるもの)。未契約の場合は家賃、耐震性、間取り等住宅の概要がわかるもの。

(*) リ災証明書

被災証明書ではありません。現在は、津波の被害があった地域のみ限定して発行しています。詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。

次ページへ続きます→



6 受付日時 5月10日(火)から 9~17時 ※時間を厳守願います。

7 その他

- ・審査結果は、後日通知します。
- ・電話による申込は、受け付けていません。
- ・この特例措置の対象となれば、日本赤十字社からの「生活家電セット」が寄贈されますので、必要な方はお申し出ください。

【生活家電セットの内容】洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット

【お問い合わせ先】

大熊町役場 会津若松出張所 建設課 電話 0242-26-3844 (代表)

※間違い電話が非常に多くなっております。電話をかける前に、もう一度ご確認ください。

【日本損害保険協会】地震保険金の請求に関するお知らせ

5月8日HP掲載

警戒区域及び計画的避難区域・緊急時避難準備区域にお住まいの皆さまへ、地震保険金の請求に関して、(社)日本損害保険協会から情報提供がありました。

損害保険各社では、地震保険をご契約いただいている建物、または家財について損害を調査し、迅速な保険金のお支払いに努めております。

このたびの福島第一原子力発電所事故に伴い、警戒区域、および計画的避難区域・緊急時避難準備区域に指定された地域にお住まいの皆さまに対し、自己申告に基づき損害調査を行う特例措置を以下のとおり実施することとしました。

【警戒区域から他の地域へ避難されている皆さま】

自己申告に基づき損害調査を行うお取り扱いをします。ご契約の損害保険会社の窓口までご連絡ください。

○損害保険全般に関する相談窓口

地震保険、火災保険、自動車保険、自賠責保険、傷害保険など、各種保険に関するご相談窓口です。

(社)日本損害保険協会 そんがいはけん相談室

フリーダイヤル 0120-107808

携帯・PHSからは 03-3255-1306

月～金曜日(祝日除く)9:00～18:00 / 土・日曜日、祝日(当分の間)9:00～17:00

※交通事故に関するご相談については、当分の間、全国各地の自動車保険請求相談センターをご案内させていただきます。

○地震保険の契約会社が不明な場合の相談窓口

このたびの地震により、以下のような状況でお困りの場合のご相談窓口です。

- 地震保険の証券を紛失されたなど、契約された保険会社がわからない方
- 上記の方々のご親族など

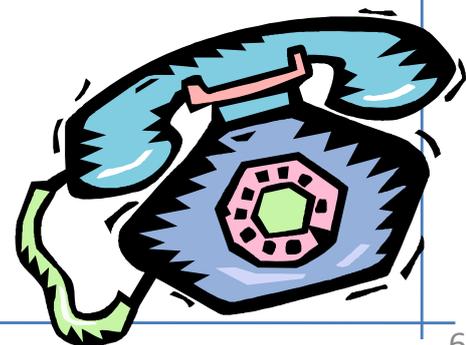
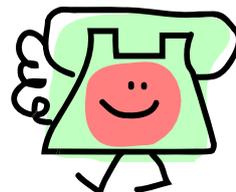
(社)日本損害保険協会 地震保険契約会社照会センター

フリーダイヤル 0120-501331 月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00

詳しくは、以下リンク先をご覧ください。

このたびの地震により被災された皆様へ((社)日本損害保険協会)

<http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/>



大熊町からのお知らせ

【第2回】県営住宅・借上げ住宅の入居者を募集します

5月8日HP掲載

平成23年3月11日に発生した東日本大震災等で被災され、大熊町に住所を有する方を対象とした県営住宅、借上げ住宅への入居者を募集【第2回】します。

今回の募集期間は5月9日(月)～16日(月)、会津若松市 54戸、喜多方市 62戸、郡山市 50戸となります。

1 募集住戸

種類	間取り	家族数	会津若松市	喜多方市	郡山市
借上げ住宅	1K～ (20㎡程度～)	(1) 1人 (2) 2人以上	26戸	16戸	27戸
	2K～ (30㎡程度～)	(1) 2人 (2) 3人以上	14戸	41戸	13戸
	3DK～ (40㎡程度～)	(1) 3人 (2) 4人～	14戸	5戸	10戸

※ 上記の戸数は、変更する場合があります。

2 応募条件

自らの資力では住宅を確保できない方で、以下のいずれかの項目に該当する世帯が対象になります。

- (1)住宅が全焼、全壊又は流出した世帯
- (2)原子力発電所の事故による避難指示等が出ている地域から避難している世帯

3 応募期間 平成23年5月9日(月)～16日(月)

4 応募方法

大熊町仮設住宅等入居申請(抽選申込)書(12 申請書様式)に必要事項を記入のうえ、役場窓口にお申し込みください。直接お越しになれない方は、FAXにてお申し込みください。(メールでの申し込みは受け付けできません) FAX 0242-26-3790

5 選定方法

応募者多数の場合は抽選としますが、下記の事項に該当する世帯は優先的に入居することができます。抽選結果は、入居決定者に個別にお知らせします。

- (1) 75歳以上の方がいる世帯
- (2) 重度の障がい等を有する方がいる世帯
- (3) 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
- (4) 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯
- (5) 通学が困難な高校生がいる世帯

6 入居時期

平成23年5月25日(水)ごろから順次入居の予定。

7 入居期間

原則1年間。ただし、特別の事情がある場合のみ最長2年間。

8 家賃及び駐車場使用料

家賃及び駐車場(1台分のみ)使用料は無料。
ただし、駐車場は、駐車場がある場合のみ。

9 光熱費・共益費等

電気・水道・ガス料金・共益費・自治会費等は、入居者負担です。



次ページへ続きます→

10 入居時に必要な書類等

- ・入居決定通知
- ・誓約書
- ・り災証明書または被災証明書

(*) り災証明書

被災証明書ではありません。現在は、津波の被害があった地域のみ限定して発行しています。詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。

11 注意事項

- ・抽選から選ばれた方については、個別に通知はしませんので、ご了承ください。
- ・今回は借上げ住宅(民間アパート)のみの募集です。
- ・入居時には、日本赤十字社より、洗濯機・冷蔵庫・テレビ・炊飯器・電子レンジ・電気ポットの家電6点セットが寄贈される予定です。

12 申請書様式

お申し込みは、以下の申請書1～2を印刷してお使いください。また、窓口にも申請書を用意しております。

申請書1、申請書2

○ お問い合わせ・お申し込み先

大熊町役場 会津若松出張所 応急仮設住宅・借上げ住宅受付窓口

電話 0242-26-3755、FAX 0242-26-3790

義損金～福島県、国(日本赤十字社分)～の振り込みを開始します

5月8日HP掲載

早くから申請をお寄せいただいた皆さまには、大変遅くなりまして申し訳ございません。5月連休前に申請をしていたいただいた皆さまには、**5月10日(火)より順次振り込みさせていただきます**。振り込みが完了しましたら、後日、振り込み完了した旨をご通知します。

なお、書類不備等により振り込み出来なかった皆さま、大熊町に住所を有しない皆さまについては、判定を県と協議してからの手続きとなりますので、しばらくお待ちください。

また、住所登録がされていない方には、お知らせする方法がありません。

お知り合いの方で、まだ住所登録(安否確認)されていない方がいらっしゃれば、お話しいただければ幸いです。住所登録は、安否情報コールセンターまでご連絡をお願いします。

東京電力からの補償金の仮払いにつきましては、本店の処理となるため、住民票を添付して順次提出しておりますので、今しばらくお待ちください。

○ 義援金・補償金のお手続きについてのお問い合わせ

大熊町役場 企画調整課

電話 0242-26-3844 (代表)

○ 安否情報の登録

大熊町安否情報コールセンター

電話 0242-26-3755 ※ここに現住所をお知らせください

○ 原子力災害の補償全般に関するお問い合わせ

東京電力(株) コールセンター(福島原子力補償相談室)

電話 0120-926-404



※間違い電話が非常に多くなっております。電話をかける前に、もう一度ご確認ください。

双葉町からのお知らせ

保育料の減免について

5月9日HP掲載

町では、東日本大震災および原子力発電所の事故による避難に伴い、保護者の経済的負担軽減を目的として、保育料を全額減免として取り扱います。

【対象者】

広域入所により町外の保育園(所)に通園(所)されている方

※広域入所とは・・・保育に欠ける児童を双葉町に

住所のある方が双葉町以外の市区町村にある

保育園(所)に入園(所)させること

【減免適用期間】

平成23年3月1日～平成24年3月31日

※平成22年度までか保育園へ通園されていた方は、

3月分保育料も減免になります。

お問い合わせ先

双葉町健康福祉課福利介護係

電話:0480-73-6899



応急仮設住宅及び民間借上げ住宅入居者への日本赤十字社からの生活家電セットの支援について

5月9日HP掲載

東日本大震災による被災者を対象とした、応急仮設住宅および民間借上げ住宅への入居者を対象に、日本赤十字社より生活家電セットの支援が行われます。

1 対象者

- (1) 双葉町が応急仮設住宅の入居者として決定した者
- (2) 福島県及び双葉町が民間借上げ住宅への入居者として決定した者
(※特例措置にあっては、借上げ住宅として認められた者)

2 支援される生活家電

- 洗濯機(全自動 7kg程度) ○冷蔵庫(290L程度) ○テレビ(32型程度 テレビ台を含む)
- 炊飯器(5.5合炊き程度) ○電子レンジ(500W程度) ○電気ポット(2L程度)

3 応募方法

生活家電セット寄贈要望書に必要事項を記入の上、双葉町役場埼玉支所へお申込みください。

※応急仮設住宅の入居者または民間借上げ住宅の入居決定者として選ばれた入居者による申し込みに限ります。

直接お越しになれない場合は、要望書をファックスまたは郵送にてお申し込みください。

※電話、Eメールでの申請は受け付けできません。

4 応募期間

平成23年5月8日(日)より当面の間、受付いたします。

※窓口受付時間:午前9時～午後5時まで

※募集は毎週月曜日を締切日とし、福島県に報告します。(第1回締切は5月16日(月))

5 その他

家電セットの寄贈時期等につきましては、後日改めてお知らせいたします。

浪江町からのお知らせ

連絡所のお知らせ(電話設置しました)【New】

5月9日HP掲載

【猪苗代連絡所】

猪苗代町農村環境センター内（猪苗代町字城南100番地）
開庁時間：8:30～17:15、TEL:0242-72-0311

【土湯連絡所】

サンスカイつちゆーこけし湯内（福島市土湯温泉町字赤坂7番地6）
開庁時間：8:30～17:15、TEL:024-594-5351

【岳連絡所】

東3番館内（二本松市岳温泉1番地7）開庁時間：8:30～17:15、TEL:0243-61-1280

各種母子保健事業・予防接種事業について【New】

5月9日HP掲載

浪江町は、警戒区域および計画的避難区域となっているため乳幼児健診や予防接種等の実施が困難となっています。

乳幼児健診や予防接種等を受けるときには、避難先の市区町村に申し出ることによって避難先保健センター、または医療機関で実施することができます。

【避難先の市町村で実施できるもの】

- ・母子健康手帳等の交付
- ・定期の予防接種
(ポリオ・BCG・3種混合・2種混合・日本脳炎・麻疹風疹)
- ・任意(定期外)の予防接種助成
(子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌予防ワクチン)
- ・乳幼児健康診査等(3ヶ月健診 1歳8ヶ月健診 3歳6ヶ月健診)
- ・妊婦健康診査

※日程や場所等の詳しい内容は、避難先の市区町村にご相談ください。

お問い合わせ

浪江町災害対策本部 健康班 TEL 0243-46-4731～9



いわき市からのお知らせ

東日本大震災り災世帯等に対する一時提供住宅入居者募集(二次募集)終了のお知らせ

5月6日HP掲載

～ 一時提供住宅入居者の募集(二次募集)は終了しました ～

東日本大震災の「り災世帯」で、住宅の倒壊等により自宅に居住できなくなった世帯等に対する、住宅の一時提供(二次募集)につきましては、平成23年5月5日(木)をもって募集を終了いたしました。

応募された方の入居の可否については、後日、申請書に記載された電話番号にお知らせいたします。

■ お問い合わせ先 ■

東日本大震災に伴う総合窓口(一時提供住宅担当):いわき市文化センター2F

電話番号 0246-21-3720、0246-21-3723、0246-21-3724

川内村からのお知らせ

川内村奨学金制度について



5月10日HP掲載

川内村奨学資金について、東日本大震災により次のとおり申請日程や償還を変更いたします。

1 新規申請について

(1) 受付締切

2・3月村広報にて締切を4月9日としていましたが、本年度については平成23年7月31日まで受付とします。

(2) 貸付決定時期

随時受付・審査等、4月以降の申請分については2カ月以内に審査・決定を行い、振込を行います。

2 償還について

特別措置を次の通りとします。

○平成23年4月から9月の6ヶ月間は納入は求めないこととします。

○それに伴い、総償還期間が半年延長となります。

東日本大震災に係る川内村小中学生の就学費支援

4月30日HP掲載

川内村では、今回の大震災により自主避難をされた小学生及び中学生の世帯に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう給食費や学用品などの援助を行います。

1 援助を受けることができる人は

平成23年3月11日現在川内村の小・中学校に在籍していた児童生徒で、4月1日以降小学校、中学校に就学児童生徒がいる世帯です。

ただし、転出市町村や避難先で生活保護及び準要保護に認定され、同様の支援を受けている世帯は除きます。

2 支援の内容は

右の表の内、該当する費用を支援します。

次ページへ続きます→

支援する費用	支援限度額 (年額)		支援対象経費
	小学校	中学校	
①新入学児童生徒学用品費	19,900	22,900	小中学校に入学するための必要な物品の経費
②学用品費	11,100	21,700	各教科、特別活動の学習にかかる経費
③通学用品費	2,170	2,170	通学用の物品の経費(新入学児童生徒は除く)
④校外活動費(日帰り)	1,510	2,180	遠足などの交通費と施設見学料
⑤校外活動費(宿泊)	3,470	5,840	宿泊活動などの宿泊料や交通費、施設見学料
⑥修学旅行費	実費額	実費額 (予算の範囲内)	修学旅行費の内、全体行動に係った経費
⑦給食費	実費額	実費額	給食費として支払った経費
⑧クラブ活動費	実費額	実費額	クラブ活動で保護者が負担する経費
⑨生徒会費	実費額	実費額	児童生徒会活動で保護者が負担する経費
⑩PTA会費	実費額	実費額	学校PTA活動で保護者が負担する経費

3 申請及び審査

大震災により申請が困難なことが予想されることから、申請を省略し、1に該当する世帯全員を対象とします。

4 援助期間

就学費の援助は年度を単位として行う予定です。ただし、年度途中で、状況が変わった場合は、該当する月までとします。

5 支給方法

就学援助費の支給は、年3回に分け学期ごとに、通学している学校長に受領を委任していただき、教育委員会が学校長を通じて、対象となる保護者の方に支給します。

ただし、給食費や教材費等及び現物給付をしたものは差し引いて、支給する場合があります。なお、川内小学校及び川内中学校については、年6回に分け2カ月分を前払いにより支給する予定です。

6 目的外使用禁止

就学援助費はその給与の目的以外に使用してはならないことになっています。

税金の申告・納付について

4月28日HP掲載

- 村税(住民税、固定資産税、軽自動車税)及び国民健康保険税の申告・納付については、当分の間、期限を延長いたします。
- 福島県(及び青森県・岩手県・宮城県・茨城県)の納税者に対して、国税に関する申告・納税等の期限が延長されることになりました。

(平成23年3月15日付け国税庁通知、国税庁告示第8号 23. 3. 15)

今回の地震がおきた平成23年3月11日以降に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されます。

自らの努力で県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の方へ

4月28日HP掲載

福島県の借上げ住宅の特例が始まりました。

福島県では応急仮設住宅等を供給する以前から、高齢者の介護などで避難所等での生活が困難などの理由から、自らの努力で福島県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民等のうち、要件を満たす世帯を対象に、当該民間賃貸住宅を県による借上げ住宅として取り扱いとすることとしました。

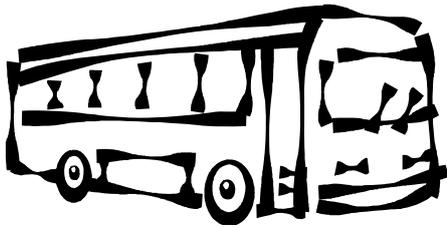
詳しい内容・対象世帯・要件・事務手続きを以下の「福島県借上げ住宅の特例について」を確認され、必要に応じて申請書等ダウンロードして、申請下さい。

申請先・問合せ先、川内村災害対策本部
住宅班 024-946-3382



一時帰宅に同行しました

5月2日に福島県へ一時帰宅された避難者の方にインタビューしました。



同行した岡田主事(三条市職員)

インタビュー項目

- Q1 氏名
- Q2 お住まいはどちらですか？
- Q3 どのようにして自宅まで行きましたか？
- Q4 滞在はどのくらいでしたか？
- Q5 まちの様子はどうでしたか？
- Q6 周囲に一時帰宅されている方はいましたか？
- Q7 持ってくる荷物はどのくらいになりましたか？
- Q8 一時帰宅されてどうでしたか？



- 1 千葉広美さん
- 2 南相馬市原町区本陣前
- 3 石神中学から南相馬市の公用車で自宅まで送ってもらいました。
- 4 自宅で一泊しました。
- 5 市内(街中)は、自衛隊の車がたくさんあり、非日常的な様子でした。
- 6 会津に避難している近所の方が一時帰宅されていました。また、相馬に一旦避難していた弟が自宅に戻ってきました。
- 7 ゲーム、ぬいぐるみなどの子ども用の荷物が入った大きい手提げ袋を二つ持ってきました。
- 8 家の中は出てきたときの状態であり、額縁が落ちたり物が散在していて、最初見たときは怖い気がしましたが、やはり自分の家に帰れて安心しました。



- 1 渡部勝喜さん
- 2 南相馬市原町区上太田
- 3 石神中学から娘が車で迎えに来てくれ、自宅に帰りました。
- 4 自宅で一泊しました。近所の知り合いが家を訪ねて来て、一緒にパンとビールを飲み10時くらいに寝ました。
- 5 街の生活はもとに戻ってきたように感じました。スーパーなど店が開いているところもありました。
- 6 千葉に避難していた近所の知り合いが帰ってきていました。
- 7 手提げハンドバック一つ。また、三条も暖かくなってきたので、避難するとき持ってきたたくさんの冬物衣類を自宅に置いてきました。
- 8 我が家はやっぱりいいな！と感じました。

イベント情報



■三条祭り■

<日時>5月14日(土) 宵宮
5月15日(日) 本祭 大名行列:午後1時～
舞込 :午後5時～
<会場>三条市八幡町12-18
(八幡宮 TEL33-1278)
詳細は別途お知らせしますのでお楽しみに。



■越後三条・高城ヒメサユリ祭り■

<日時>5月21日(土)～6月5日(日)
<会場>高城 ヒメサユリの小径
<維持管理協力金>一人200円
ひめさゆりカード提示で無料になります。
※期間中、臨時駐車場「道の駅漢学の里しただ」から
登山道入口まで無料シャトルバスを運行します。
また、山道を歩きますので登山用の履物等でおいで
ください。



■三条凧合戦■

<日時>6月4日(土)午前10:00～午後5:00
6月5日(日)午前9:00～午後4:00
<会場>三条・燕総合グラウンド(両日)
<子ども凧合戦>5日(日)受付...午前8:30～
詳細は別途お知らせしますのでお楽しみに。



●おもてなしイベント情報

各避難所などでイベントを開催します。避難所については班長を通じて、避難所以外の方については、後日郵送でご連絡いたします。なお、避難所以外の方で申込が必要なイベントについては、直接ご連絡ください。また、申込が必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

◆問い合わせ：政策推進課政策推進担当

Tel 0256-34-5511 (内線314)、FAX 0256-34-7933、Email seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期 日	時 間	内 容	会 場
毎週月曜日	15:00～17:30	料理教室	サンファーム
毎週金曜日	15:00～17:30	* 申込みが必要です。	総合福祉センター
5月13日(金)	19:30～20:30	「はやぶさ」映画鑑賞(*受付終了)	ワナー・マイカル・シマス 県央
5月14日(土)	15:00～16:00	佐藤英里(さとうひらり)コンサート	ソレイユ
5月15日(日)	10:00～11:00	お笑いライブ	体育文化センター
	14:00～15:00		総合福祉センター
5月18日(水)	10:00～15:00	プロ写真家によるチャリティ写真撮影	体育文化センター
5月19日(木)	19:00～21:20	「ブッダ」映画鑑賞(*受付終了)	ワナー・マイカル・シマス 県央